



消費税額は売上で相手から預かった消費税（仮受消費税）から仕入、経費で支払った消費税（仮払消費税）の差額によつて生じた金額を基として計算を行います。

令和五年十月一日からは適格請求発行事業者が発行する適格請求書のみが仕入控除の対象となります。

もし、取引先の事業所が消費税の課税事業者となつており、御社が適格請求書発行事業者になつていない場合は、御社から仕入を行つた際、消費税額の計算する過程での仕入控除の対象外となる為、消費税額をより多く納付しなければならなくなります。その為、取引先との取引関係を有効に保つために、「適格請求

ました。
所得税法・法人税法において保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件を満たしたうえで電子データによる保存を可能とすることと、電子データで送付・受領した請求書・領収書等の電子保存が義務付けられました。※例えば、インターネットでの仕入れを行った際、電子メールで受け取った領収書や請求書のPDFファイルを紙に出力して保存することが今回の改正でできなくなりました。※電子保存への準備期間として紙での保存が令和四年一月から二年間までは可能となり、令和六年一月一日より電子取引を行う全ての事業者が電子データでの保存が義務付けられ

インボイス制度
ご存じですか？

- 電子取引とは？**
- 電子取引とは、「取引情報の授受を電磁的方式により行う取引」のことを行います。
- 電子メールやクラウドサービス、EDIシステムなどによる取引情報の授受がこれにあたります。
- 電子メール**
電子メールにより、
請求書や領収書などのデータを受信。
- クラウドサービス**
クラウドサービスを利用し、
電子請求書や電子領収書を受領。
- ペーバーレスFAX**
ペーバーレスFAXで、請求書や領収書
などのPDFファイルを受領。
- ホームページ**
インターネットのホームページから、
請求書や領収書などのPDFをダウンロード。
- カード**
クレジットカードや交通系ICカードの利用明細の
クラウドサービスにより、請求書や領収書などを
受領。
- DVDなどの記録媒体**
DVDなどの記録媒体により、
請求書や領収書などのデータを受領。
- EDIシステム**
EDIシステムの利用。

紙に出力して
保存しておく運用は原則NG



商工会議所までご連絡下さい。

までの早い準備をお願い致します。詳しくは

電子帳簿保存法が改正されます
早めのご準備を！

一、「適格請求書発行事業者」の登録を受けた場合は、免税事業者で基準期間の課税売上高が一千万円以下であっても「適格請求書発行事業者」の登録を受けた日から消費税の課税事業者となり、消費税を納めることとなります。

二、登録事業者が発行す

税額⑥相手先氏名又は名稱（屋号）。
但し、業種によっては記載内容が簡素化された「適格簡易請求書」で可能となっています。

い。又は税務署へお尋ね下さい。

につきまして商工会議所インボイス制度の詳細

令和五年十月一日より
インボイス制度が導入さ
れます。新たに適格請求
書発行事業者登録制度が
創設され、令和三年十月
一日より登録が開始され
ております。

「書発行事業者」への登録は欠かせないものとなつてくるのです。

る請求書は適格請求書となり、次の記載が必要となります。

当所では新型コロナウイルス感染症に伴う
支援金等申請のお手伝いをしております
詳細は当所までお問合せください

まん延防止等重点措置協力支援金 (飲食店等)

北海道による要請に応じて、下記の期間に営業時間の短縮等により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策にご協力いただいた施設（店舗）を管理する事業者を対象に、協力支援金が支給されます。

【1~2月分】

要請期間：令和4年1月27日（遅くとも1月29日）から2月20日までの全ての期間

申請受付期間：令和4年2月21日（月）～3月31日（木）（当日消印有効）

【2~3 月分】

要請期間：令和4年2月21日から3月6日までの全ての期間

申請受付期間：令和4年3月7日（月）～4月30日（土）（当日消印有効）

【3月分】

要請期間：令和4年3月7日から3月21日までの全ての期間

申請受付期間：3月22日（月）開始予定

※詳細や申請方法につきましては当所までお問い合わせください。(会員限定)

事業復活支援金

- ・事業復活支援金とは2022年3月までに見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける事業者に、地域・業種を問わず、固定費負担の支援として、5か月分の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付します。
 - ・対象者は、新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%～50%未満減少した事業者です。

- ・申請書類や事前確認の有無等は各事業所によって異なりますので、支援金の対象に該当しそうな場合は当所までご相談ください。（会員限定）

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)				
給付上限額		法人		
売上高減少率	個人	年間売上高※2 1億円以下	年間売上高※2 1億円超～5億円以下	年間売上高※2 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

申請期限：令和4年5月31日（火）

